

# 令和8年度香川県地区防災計画策定・避難力強化促進事業

## 令和8年4月1日（水）から募集を開始します！

### ○目的

県内の自主防災組織などが市町等と連携しながら、地域の災害リスクを踏まえ、平時・災害時の自発的な防災活動について計画する「地区防災計画」の策定又は見直し(ただし、軽微な修正・変更を除く。以下「策定等」という。)及び「地区防災計画」に基づく避難行動の実効性を担保するための「マイ・タイムライン」の啓発・作成支援に係る経費に対し予算の範囲内で補助金を交付し、もって「共助」の体制を強化して地域防災力の一層の向上を図ることを目的とします。

### ○地区防災計画とは

自治会や自主防災組織、学校区、マンションなど一定の地区の住民等が主体となって、地区の自然的・社会的特性等に応じて作成する防災活動（防災訓練、物資の備蓄、避難支援など）に関する計画であり、市町防災会議に当該計画を提案することで、市町地域防災計画に定めることができます。

詳細については、「地区防災計画策定の手引き」（平成31年3月香川県）等でご確認ください。

（参考URL：<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kikikanri/sogo/bosai/wcuffb190326120043.html>）

### ○マイ・タイムラインとは

住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするものです。

詳細については、「つくろう！マイ・タイムライン」（令和3年6月香川県）等でご確認ください。

（参考URL：<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/1299/mytime-line.pdf>）

### ○補助金交付の対象となる者

県内で継続的に自主防災活動を行っている団体（自主防災組織、自治会等をいう。）

※地域の防災活動を行う、県内に在住する者5人以上で組織された団体

### ○補助金交付の対象となる事業

団体の活動範囲全体における地区防災計画の策定等のための事業及び住民一人一人の防災行動計画であるマイ・タイムラインの啓発・作成支援をするための事業で、具体的な取組内容としては以下のものが想定されます。

#### 補助金交付の対象となる事業

- ・地区防災計画の策定(検証訓練を含む)及び見直し(ただし、軽微な修正・変更を除く。)
- ・地区のリスク把握等のために行う防災まち歩き・防災マップの作成
- ・専門家を交えた勉強会の実施
- ・地区防災計画策定に向けた住民の協議調整
- ・マイ・タイムラインに関する研修や作成支援の実施

### ○補助率及び補助限度額

経費種別	補助率
基幹経費	補助対象経費の10/10以内
効果促進経費	補助対象経費の1/2以内

※基幹経費とは、補助事業の実施において基幹となる経費です。一方で、効果促進経費とは、補助事業の効果を促進するための経費であり、備蓄物資の購入及び備品購入費が該当します。

#### 補助限度額

小学校区単位(旧小学校区単位を含む)のエリアで組織された団体	300,000円
小学校区単位以下のエリアで組織された団体	150,000円

# 補助金の申請から交付までの流れ

## ①地区防災計画策定の検討

地域の自主防災組織等で話し合い、地区防災計画策定事業を検討します。検討の際には、お住まいの市町担当課ともご相談ください。



**令和8年5月22日(金)までに提出！**

## ②補助金の申請

補助金交付申請書を作成し、市町担当課へ提出します。



## ③審査・補助金の交付決定

県において、書面審査を行い、補助金の交付決定を行います。  
※審査の結果、採択されない場合もあります。



## ④事業の実施

事業は、県からの交付決定を受けた後から、令和9年3月19日(金)までに実施してください。



## ⑤実績報告

事業実施終了後、実績報告書をお住まいの市町担当課へ提出します。



## ⑥補助金の額の確定・支払

県において、報告書の審査後、補助金額を確定し、支払いを行います。  
※原則、精算払としますが、状況により概算払とすることもできます。  
例：地区防災計画の印刷製本のための財源がない

### ※留意事項

- ・補助事業者構成員に対する謝金、法人等への換金性の高い支給品、事業実施に当たり必要と認められない食糧費、工事請負費、車両購入費は補助対象となりません。
- ・本事業の詳細については、「香川県地区防災計画策定・避難力強化促進事業募集要領」、  
「香川県地区防災計画策定・避難力強化促進事業補助金交付要綱」を御確認ください。

### ■問い合わせ先

香川県危機管理総局危機管理課 TEL:087-832-3111  
または、お住まいの市町の防災担当課まで